

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 こぎそ会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 愛知県名古屋市南区大磯通五丁目4番地の1
- (3) 設立認可年月日 昭和52年1月29日
- (4) 設立登記年月日 昭和52年1月29日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小木曾 公	
理 事	小木曾 太郎	こぎそ歯科医院 管理者
同	小木曾 満子	
同	小木曾 恵子	
監 事	西尾 輝久	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	こぎそ歯科医院	愛知県名古屋市南区大磯通五丁目4番地の1	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年5月25日 令和3年度決算の決定

令和4年6月30日 定款の変更

令和5年3月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-2

法人名 医療法人こぎそ会

※医療法人整理番号

168

所在地 愛知県名古屋市南区大磯通五丁目4番地の1

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	9,245	I 流動負債	2,427
II 固定資産	131,293	II 固定負債	145,378
1 有形固定資産	120,537	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	1,373	負債合計	147,805
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	9,383	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	24,290
		II 積立金	△ 31,557
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 7,267
資産合計	140,538	負債・純資産合計	140,538

様式4-2

法人名 医療法人こぎそ会

※医療法人整理番号 1,68

所在地 愛知県名古屋市南区大磯通五丁目4番地の1

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	18,727
2 事業費用	33,782
本来業務事業損失	15,055
事業損失	15,055
II 事業外収益	547
III 事業外費用	1,197
経常損失	15,705
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	15,705
法人税等	183
当期純損失	15,888

様式2

法人名 医療法人こぎそ会

※医療法人整理番号

所在地 愛知県名古屋市南区大磯通五丁目4番地の1

168

財産目録
(令和5年3月31日現在)

1. 資產額	140,538 千円
2. 負債額	147,805 千円
3. 純資產額	△ 7,267 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	9,245
B 固定資産	131,293
C 資産合計 (A+B)	140,538
D 負債合計	147,805
E 純資産 (C-D)	△ 7,267

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

監事監査報告書

医療法人こぎそ会

理事長 小木曾 公 殿

私は、医療法人こぎそ会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月29日

医療法人こぎそ会

監事 西尾 輝久